

令和3年度 第1回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日 時：令和3年5月6日（木）午後1時25分開会～午後3時40分閉会

場 所：氷上住民センター 大会議室

出席者委員：森秀樹会長、足立儀明職務代理者、金川方子委員、高畑豊代子委員、山本育男委員、
藪猛委員、瀬尾せつ子委員、細田哲子委員、増南文子委員、村上幸子委員

欠席者委員：上村行男委員、亀井剛委員

事務局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、副所長兼人権推進係長、隣保館係長、人権啓発センター職員

傍聴人：なし

議 事：（1）第3次丹波市人権施策基本方針の第1章及び第2章の記載内容（案）について
（2）第3次丹波市人権施策基本方針の第3章の記載内容（案）について
（3）第3次丹波市人権施策基本方針各人権課題の現状と課題、施策の方向性について
①同和問題（部落差別）について
②女性の人権について
③子ども・若者の人権について

資 料：【資料1-1】第1章、第2章の記載内容（案）

【資料1-2】前回審議会での意見・指摘事項への対応表

【資料2】 第3章の記載内容（案）

【資料3-1】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「1. 同和問題（部落差別）」

【資料3-2】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「2. 女性の人権」

【資料3-3】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「3. 子ども・若者の人権」

1 開会

- ・開会あいさつ
- ・職員紹介
- ・委員12名中10名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第5条第2項）
- ・資料の確認

2 部長あいさつ

平素は人権行政の推進に格別のご協力とご理解を賜り、お礼申し上げます。本日は、それぞれにご多用の中、丹波市人権行政推進審議会にご出席をいただきお礼申し上げます。この緊急事態宣言下における開催であるが、しっかりと感染予防対策を行いながら進めるので、ご理解を願う。

さて、現在、三度（みたび）、緊急事態宣言が発令され、県下においても、感染力が強いと言われている変異型のウイルスが猛威を振っており、丹波市においても、感染者が増加している状況である。ワクチン接種については、丹波市でも、高齢者への集団接種が18日から順次開始予定であり、高齢者への接種完了を望んでおり、ワクチンによる効果を期待するところである。

このコロナ禍においては、人が思うように出会えず、物理的に会うことが叶わない。社会の不安や抑圧感が差別に繋がる。不確かな情報や誤解による不当な差別、偏見、いじめ等の行動は、消して許されるものではない。

市では、引き続き、コロナ差別防止の啓発パンフレットの配布、ウェブサイトや防災行政無線など、あらゆる機会を通じ、差別的な取扱いが発生しないよう啓発していく考えである。

来週から、「FM805 たんば」において、人権啓発ラジオ番組、「あなたに寄り添う心のハーモニー」の放送が始まる。人権について関心と理解を深めていただくため、人権問題に関するトピックスや市のイベント情報などを、週代わりでテーマを設定し、放送する。委員の皆様も、ぜひお聴きいただきたい。

本日の会議では、基本方針の各章の記載内容について、そして各人権課題のうち、「部落差別（同和問題）」、「女性の人権」、「子ども・若者の人権」について、委員の皆様から、それぞれのお立場で、忌憚のない意見をいただき、ご審議いただくようお願い申し上げます。

3 会長あいさつ

本日は、緊急事態宣言にも関わらず、ご出席いただいたこと感謝する。

一昨日の新聞記事であるが、金融庁と東京取引証券所は、上場企業の企業統治指針に人権尊重を求めることとしたというものであった。企業といえども投資を呼び込むためには、国内外の人権問題に敏感でなければならないということであり、投資家の人権意識の高まりが、企業のあり方に影響を及ぼすようになってきているということである。各自の人権意識を高めると同時に、社会で起こっている人権問題に対して批判的な立場をとることも重要な課題となっている。本日の審議についてもよろしくようお願い申し上げます。

【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報が特定されることはないため、公開とする。なお、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

4 議事

(1) 第3次丹波市人権施策基本方針の第1章及び第2章の記載内容（案）について

事務局より資料1-1、1-2に基づき説明

【意見要旨】

委員

「涵養」の表現について、漢字表記で「涵」にルビを付けるとの提案であるが、漢字全部に「かんよう」とルビを付けた方がよい。

会長

「かん」だけでなく、「かんよう」とルビを振るという意見である。

事務局

一般的には、常用漢字でない漢字にはルビをつけるという方針であるが、「涵養」全てに「かんよう」とルビを振る方が分かりやすいということならば、そのように対応することは可能である。

会長

特段の支障がないならば、全部にルビを振るということによいと考える。

事務局

「涵養」全てにルビを振るようにする。

委員

「涵養」という言葉の意味を広く知っていただきたいのであれば、簡単にでもよいので、説明書きを加える方が分かりやすくよい。人権方針のように、表現が硬く、内容が難しいものは、市民にとって読みづらいので、一人でも多く、より深く理解していただくために、少しでも分かりやすくすべきである。また、この言葉に限らず、分かりにくい、読みにくいといった言葉については、説明書きがあったほうがよい。

事務局

「涵養」について、注釈を加える。

委員

「涵養」の表現を改めて調べてみた。「自然に浸み込むように、ゆっくりと確実に育てていきたい」という行政側の意図を感じた。「無理のないように、だんだんと作る」のではなく、「差別をなくす主体を、浸み込むようにゆっくりと確実に育てていく」という解釈で説明を書いていたきたい。この考えを大切にしたい。

事務局

注釈に関する意見をいただいたので、内容を検討して対応する。

会長

国語辞典の表記を基準に、あまり内容がかけ離れることがないように、委員の意見に近い表現で、対応していただければ分かりやすくなると思う。

委員

6頁の「3. 基本方針の性格」の内容で、主語を分かりやすくしたとの説明であったが、「このため、市は各主体に対しては、この基本方針に・・・」の「は」をとってもよいと思う。また、続く「・・・自主的な取組を促すとともに、行政としては、人権施策に主体的に取り組むものです。」の「行政としては、」もとってもよいと思う。全体主語の「市は」と、より大きな意味の「行政としては」とあり、その重なる点についても整理した方が分かりやすくなる。

会長

この記述は、もともと「市が各主体に取組を促す」といった意味であったが、さらに「行政としてしっかりやるべきことに取り組む」という内容を盛り込むべきという意見が出され、それを

反映したものになったと理解している。

「市は各主体に対しては」の「は」はなくてもよいと思うが、「市は人権施策を取り組む一方で、他の主体には取組を促す」という意味で「は」があるのだと理解する。

事務局

前半の「は」はなくてもよいと考える。後半の「市」「行政」の表記については、第2次の基本方針においても使用しており、こちらも参考に記載したが、ご意見を踏まえて、表記を検討する。

会長

分かりにくいというご意見を踏まえ、例えば「このため、市は各主体に対して、この基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を促すとともに、人権施策に主体的に取り組むものです。」と、「は」と「行政としては」をとった表現ではいかがか。

委員

それでよい。

(2) 第3次丹波市人権施策基本方針の第3章の記載内容(案)について

事務局より資料2に基づき説明

【意見要旨】

会長

事務局より第3章について説明があった。ご意見、ご質問をお願いします。

委員

先ほどの議論でもあったが、今回の方針では「涵養」という言葉を大切にしたいと考える。人権教育を押し付けられるのではなく、人権啓発や教育により、人権を守る、差別をなくす、といった世論を作っていくという大きな目標はあるが、教育や啓発を受けた方がいちいち納得することが大切であり、「涵養」という言葉で表されるのではないかと考える。

小・中学校の人権教育の箇所、「人権を守りましょう」、「差別をなくしましょう」では押し付けられていると感じる。子ども達が、きちっと納得し、「正しい知識を得ること」、「差別を見抜く力を付けること」、「共感する力を持つこと」である。学習の中で、押し付けることではなく、子ども達が、人と出会い、今まで見えていなかった人の思いを知り、納得していくこと、これが「涵養」であり、そういった内容を記載してほしい。「涵養」の考えで、教育で実践していくことだと考える。

会長

「涵養」という言葉が大切であるので、人権教育の箇所で、それにふさわしい記述をしてほしいということと理解したが、この部分をこのように表現してほしいというところはあるのか。

委員

小・中学校の人権教育の箇所で、正しい知識を得る力を育てる、差別を見抜く力を育てる、共

感する力を育てる、といった言葉を具体的に入れ込むことはできないか。

事務局

差別を見抜く力、共感する力、ともう1つは。

委員

正しい知識を持つことだと考える。そういった力を持つよう子ども達を育てる、といった内容の記載はできないか。

会長

今の話は非常に大切な点である。原案には、それに対応するような内容は盛り込まれている。例えば、「正しい知識を持つ」は「発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解する」に相当し、「共感する力」「感性」の意味は「科学的認識や人権感覚を高め」という言葉に含められているようであり、そこに付け加えてということではできると考える。さらに、「共感」という点で、一番大切なことは、「共に生きる共生社会」という言葉であり、その共生社会を実現に向けた「実践力」を育てるということである。すべて抽象的には含まれていると思うが、その趣旨が市民の方に分かりやすくなるように表現を工夫してほしいということと理解する。

委員

「涵養」という言葉を市民の方が理解することができれば、問題はないと考える。しかし、「涵養」が理解できないままに、急激でなく、じわじわ、浸み込むようにという意図が汲み取ることができないならば、難しいと思う。

委員

「涵養」にこだわるのは、一人ひとりが納得し、変容していくことが人権教育にとって大切であると考えからである。主体的に変わろうとする、無理なく変わろうとするという学習を目指していると思った。言葉だけで学ぶのではなく、人と会うことで、人が人に共感することになり、それが「涵養」であると考え。

会長

人権教育という言葉については、理解しなさい、こうしなさい、という押し付けのイメージが一方であり、そこからこのように変わるのだということ表現してほしいという思いと理解した。例えば、道徳の授業が教科化された。以前は、副読本を読むことであつたが、今の方向性としては、副読本を読むことから始まるが、児童・生徒がどのようなことを感じ、どう思ったのかを考え、対話するということに変わりつつあるという認識である。そういった点をどのように表現するのかということである。ここでの表現・文言は、教育委員会の方針にある表現と考えるがどうか。

事務局

小・中学校の人権教育、教職員の啓発・研修などの箇所については、教育委員会と調整し、文

章化している。

会長

先ほど述べたような教育の方針が変わってきていることは、教育委員会も分かっていると思うので、その点も踏まえて、変わっているということを盛り込むこともできるのではと考える。

事務局

教育方針に基づき、毎年の実施計画も策定し進めているので、表現も含め、教育委員会と調整し、再度、提示する。

委員

1頁の(イ)に、「すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づける」とあるが、果たしてそのようなことがあるのか。同和教育は1番目なのか。決してそうではない。市民意識調査で、9番目であった。しかし、ここでは違う。「人権教育を柱とした」ならば分かる。いつからこうなったのか。すべての教育の柱は同和教育なのか。

会長

この表現となった基の資料はあるのか。

事務局

教育委員会が「第2次丹波市教育振興計画」を策定し、令和2年度からスタートしている。この計画において、「学校教育の推進」の中に「人権教育の推進」という項目があり、ここに「すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づける」とある。

委員

それは分かっている。これまでの会議資料の中に、学校教育の中心は同和教育である、と書いてあるものはあったのか。学校教育の中心は人権教育ではないのか。市民意識調査では、同和教育は9番目であった。であるのに、同和教育を取り上げているのは、いつからそうなったのか。

会長

今のご指摘の点は分かる。この資料は、教育委員会と調整した上での資料であるとのことだ。

委員

そうではない。子ども達を悩ます問題は様々あるのに、すべての学校教育の基盤は同和問題である、ということでよいのかと言っている。

委員

同和問題と柱とした様々な人権問題と理解する。どれが一番重要であると考えられているのか。

委員

人権問題が一番と考える。ひとり親の問題、障がいの方がいる家庭もあり、子ども達は様々な悩みを抱えている。その中で、同和問題のみを取り上げるということは問題があると考え。なぜ、同和問題を柱にしたのか。

会長

この記載は教育委員会によるものだが、このまま入れるのかどうかという点と、教育委員会がこの文言を入れているという点、この議論は切り分けて考えてはどうか。教育委員会がこの文言を入れている点をこの場で議論しても、事務局は答えられない。この場では、教育委員会と調整して提出されているこの案のとおり記載するのかどうかという点について議論し、修正するのであれば、このような案でどうか、というような提案をするようにしてはどうか。「すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づける」という表現でいいのか、どうかという点を話し合うことに、焦点を絞ってはどうか。

委員

何のために、調査をしたのか。「すべての教育活動の基盤に同和教育を置く」とある。算数や国語といったすべての教育活動の柱に同和教育を置くということはいかがなものか。

委員

アンケートの結果が9番目ということについて、どの人権問題でも、当事者にとっては重要なことであり、順番は付けられない。周りのひとが無関心である、ということの方が問題であると考え。「同和問題を柱とした人権教育」という教育委員会の表現は、これでよいと思う。同和問題だけである、と書いてある文章ではない。ただし、同和教育で年数を重ね、積み上げてきた実践というものは、すべての人権課題を解決する上で重要なことであり、その意味で「同和教育を柱とする人権教育」と捉えることができると思っている。

委員

人権教育とは全般を考えるものであるのに、なぜ同和教育を柱としなければならないのか。

会長

「柱とする」という表現が、あたかも「中心とする」と捉えられるという議論ではないかと考える。柱は一本でなくてはならないといわけではない。その上で、同和教育を柱にすべきだという考え方もあれば、それが中心でなくてはならないのかという考え方もあると思う。人権教育の歴史の中で、同和教育が重要な役割を話してきたことについては異論がないと考えるので、たとえば、「同和教育をはじめとした人権教育」とする表現はどうか。

委員

教育をする中で、先生が接するものが同和教育であると書いてある。

委員

そうではなく、教育活動の基盤は人権教育であると書いてある。その人権教育の手法は、同和教育で培われてきたことを大事にし、差別を解消することである。

委員

クラスの中には、様々な人権問題を抱えている子どもがおり、先生はそれぞれの立場で接している。なのに、なぜ「同和教育を柱とした」と書く必要があるのか。

委員

差別をなくそうとする方法に、同和問題に取り組んできたことが、すべてつながってくると考えている。

委員

学校では色々な人権問題に関わってきているのに、なぜ、「同和教育を柱とした」と書かなければならないのか。議会でも同じ質問が出ている。それぞれ人権課題は、それぞれの方法で取り組んでいる。

委員

同和問題で重ねてきた取組が、すべての人権問題の取組につながっていくものである。

会長

話を進めたい。「柱」という表現は、あたかも「中心」と捉えられる、というご意見がある。一方、同和問題が、日本の人権教育の歴史の中で重要な役割を果たしてきた、という点についても異論がないところである。

その中で、誤解があったのは、「すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づけ」の文において、「すべての教育活動の基盤に」のあとに「、」を入れ、「人権教育を位置づけ」につながるとしたほうがよい。ここは合意できる点である。

異論がある点は、「人権教育を位置づけ」の前に「同和教育を柱とし」という部分である。「同和教育だけが人権教育なのか、そうではないでしょう」という意見であり、それは、指摘のとおりである。人権教育の中には様々なものがある。同和教育が人権教育の1つであり、同和教育が果たしてきた役割について、意見が分かれているということである。

例えば、「同和教育をはじめとした」とし、同和教育を出発点として捉え、これまで同和教育が果たしてきたことを踏まえることありなのではと、個人的には考える。

「同和教育という言葉のことさらに入れるべきではない」とのことだが、この点について「意見を出してほしい。」

委員

前回の方針には「すべての教育活動の基盤に人権教育を位置づける」とはなく、今回、初めて示された。その理由はなにか。教育委員会の記載であるということではなく、事務局として説明が必要であると考えている。

事務局

提案の説明ということであるが、様々な人権課題があるなかで、同和問題はいわれのない差別であり、それを取り組むことで、あらゆる差別の解消につながると考える。また、同和教育のこれまでの実践・成果もある。兵庫県の指導においても「同和教育を重要な柱とした」ともある中で、市の教育委員会の考え方を提案させていただいた。

委員

この文章は、「同和教育を柱とした」を抜いても、十分に意味は通じる。生徒には、親の問題、障がいの問題など、他に一番大きな問題がある。この言葉がなくても、十分である。

会長

確認であるが、「柱とした」という表現が強いことは理解するが、「同和教育」という言葉を入れてはいけない理由はあるのか。

委員

同和問題について悩んでいる子どもはそれほどいない。大きくなってからである。

会長

「すべての人権教育の基盤」が「人権教育」にかかるという点は皆さん異論がないところである。議論を進めるために、起草された意図について、再度教育委員会と調整の上で、再提案していただき、委員の皆さんで再度議論してはいかがか。今の表現である意図もよく分かるので、再度調整していただくということで事務局はいかがか。

事務局

教育振興基本計画で、この考えを打ち出したということは、教育委員会の思いであることは間違いない。その上で、委員の皆さんに議論いただき、どのような内容で書き込んでいくのかということになる。教育基本振興計画に関わることなので、次回は、議論となるよう、説明をさせていただきたいと考える。

会長

この文言が盛り込まれた点も踏まえ、説明いただき、この審議会で議論していくことにする。また、新たに「教育活動の基盤に人権教育を位置づける」と盛り込まれた理由についても見えてこないという指摘もあった。この点も含めて、再度提案していただきたい。

事前に案を示していただき、事前に意見をまとめていただいた上で、議論するといった手法もよいと考える。

委員

すでに、この考え方は公表されているので、変える必要があるのかと考える。部落差別解消法においても、教育と啓発の実施が明記されているので、このままの文言でいっていただきたい。

会長

今のご意見も踏まえ、再度事務局より提案いただき、議論するということにさせていただきます。
そのほかの点ではご意見はあるか。

委員

5頁、「(1) 相談・支援の充実」の箇所で、付け加えてほしい内容がある。人権相談はプライベートな内容も含まれるので相談するにはとてもハードルが高い。そこで、この文面の最初に、「相談できる関係づくりに努め」、「相談できる環境づくり努め」といった表現を入れてほしい。相談に行くには、まず、相談できる関係づくりが必要であるということを明記してほしい。

会長

例えばこういうことか。今、「市民からの相談に対して」の前に入れてほしいということであったが、「市民からの相談に対して」、「迅速かつ的確な対応をする」のに、「相談員の増員」「相談時間の拡充」があがっているが、その前にすべきことがあるのでは、ということなのだと思う。「相談時間の拡充」の後に、「相談できる環境づくりなど」を入れてはどうか。

委員

それでよい。地域の方が相談しやすい関係づくりは大切である。

委員

民生委員や人権擁護委員を務め、相談を受ける機会が多い。守秘義務があり、誰が相談に来た、内容はどうだった、といったことは決して漏らすことはない。相談も静かな場所で受け、相談者にはじっくりと親身になって相談にのっている。「相談しやすい環境づくり、関係づくり」とは具体的にどのようなようにすることなのか。

事務局

相談しにくい、敷居が高いという声は確かにあり、関係性をつくるということは大切であると考えている。隣保館では、地域交流事業を実施しており、その交流事業を通して、相談員との関係性をつくるようなことをしている。

委員

相談しにくい、行きにくいということはある。

委員

重たい内容を初めて出会う人に相談することは大変なことである。先ほど話のあった隣保館の交流事業などで関係性をつくっていくということは非常によいことだと思う。相談事業だけでは、だれも相談に行かない。交流事業を通じて、関係をつくっていくことが大切である。

会長

「関係づくり」であると個別の関係となるので、「相談しやすい環境づくり」とし、そこから出発し、もしかすると関係もつくられていくことにつながる。

委員

相談を受ける側の内容しか記載がなく、相談をする側からことは書いていないので、「相談しやすい環境づくり」という内容をいれると、この方針を読む人が相談に行きやすいと感じる一歩になる。

事務局

市民の方が相談しやすい環境づくりということがまずあり、相談があれば、迅速かつ的確に対応するという流れで検討する。

委員

同じ頁、文章の2行目のアンダーラインの箇所について、ここは前回「ジェンダー問題をいれてはどうか」ということに対して入れられたようだ。今、テレビなどで「ジェンダー」という報道が多くされており、多くの人がこの言葉を知っている。「性に関わる不平等」の後に、括弧で「ジェンダー問題」と入れてはどうか。

事務局

今後、個別課題の「女性の権利」についてもご検討いただくことになっている。そこでの議論も踏まえ、いずれかの箇所で「ジェンダー」という表現をすることになると考える。全体の中で表記については検討する。

会長

他にご意見があるならば、事務局へメール等で連絡をしてほしい。

時間が押している。議事（3）について、全て説明提案されるか。

事務局

時間の都合上、本日は（3）－1の「同和問題（部落差別）」のみ説明させていただき、残りは次回とさせていただきます。

（3）各人権課題の現状と課題、施策の方向性について

事務局より資料3－1に基づき説明

【意見要旨】

会長

特に、「主な課題と施策の方向性」について、重要だと考えられる点や、記載がないが取り上げてほしいと思われる点について、ご意見を願います。

委員

課題と方向性について、この資料に記載してある内容で、方針自体も記載されるのか。文章が短いので、わかりづらい。

事務局

いまの資料は、要点のみを短く表現している。方針の作成にあたっては、前段の意識調査や現状分析した内容なども加え、文章化し、分かりやすく表現する。この資料では、課題と方向性を7項目挙げているが、まとめたり、付け加えたりすることもありうる。

会長

この資料は論点をまとめたものであり、改めて文章を起草するということだ。

委員

わかった。課題を明らかにし、分かりやすく表現してほしい。

1つ目の項目で、「差別意識」「忌避意識」に加え、市民意識調査でも明らかなように、「関心の低下」ということを加えてほしい。

会長

無関心層が増えていることに対して、何か記載をしてほしい、課題として記載したほうがよいということである。

事務局

積極的の回答がある一方、消極的の回答も少なくはないという調査結果である。書き加える方向で検討する。

委員

「関心の低下」と関連するが、知識量の少なさがある。一方で、インターネットを検索すると多くの情報があり、野放しと行ってよい状態である。そのような中、間違っていると情報を止める力が、市民一人ひとりに備わっていないのではないか。悪意が無いのに差別を容認したり、差別をする側に加担したりしてしまうことになる。そういった危機感を入れていただきたい。

会長

今のご意見は、項目の⑤の施策の方向性に、インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発の推進といった記載がしてあるが、現実にはより切実な問題があるということを伝えるように書き込んでほしいと理解した。

事務局

資料1頁目、市民意識調査の設問10の②は、インターネット上で差別があると思うかという設問であるが、「差別はない」の方が多くなるという結果である。一方で「分からない」と回答される方も4割以上ある。このような結果も踏まえ、記載について検討する。

委員

意識調査の土地問題に関して、「同和地区の物件を避けるか」という問いに、正直な気持ちが表れていると感じる。差別を受けるかもしれない、資産価値が低くなる、転売が難しくなる、子どもや家族に影響がでるなど、内なる差別性が出てきている。結婚に関しては、本人がよいと言えば認めることが増えてきているが、土地問題、住宅の購入や住むことに関しては市民の意識が表れており、克服する課題であると感じた。

会長

結婚問題は個人の意識で克服されることがあるが、土地問題に関しては、まだまだ差別意識が残っているのではないのかということ伝えてほしいということである。

まだ、ご意見があるのかもしれないが、時間の都合上ここまでとさせていただきます、会議後に事務局まで連絡をしていただくことにしたい。意見の報告は、いつまでとするか。

事務局

メール、封書等いずれの方法でもかまわないので、5月21日（金）までをお願いします。

会長

出された意見を踏まえ、具体的に文章化するということになる。

5 その他

会長

残った資料3-2、3-3は、次回に説明があるということでよいか。今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

個別課題の同和問題については、文章化して次回お示しする。今回説明が残った女性の人権と子ども・若者の人権については次回の説明とする。第3章については、教育委員会と調整の上、再度、ご提示させていただく。次回の審議会の開催は、6月中を予定している。会議には教育委員会同席で調整する。

6 閉会

職務代理者

本日は、熱心に審議をしていただきお礼を申し上げます。これをもって閉会とする。ご審議ありがとうございました。